

子どもを性被害から守るための法改正と対策を求める意見書

我が国では、平成27年7月に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律が改正され、児童ポルノの単純所持の禁止を規定し、子どもを性の対象とすることを容認しない社会であることを国内外に明確に表明した。

しかしながら、スマホ等における着エロや性的好奇心をターゲットとした、子どもの半裸や水着姿の画像や図書、DVDが公然と販売・流通している。

また、女子高生等に男性客の性的好奇心に応じたさまざまなサービスを提供させるJKビジネスと称する業務が公然と行われており、JKビジネス等のサービスに従事する子どもが強姦や買春等、性的犯罪被害に遭っている実態が指摘されている。

性的対象となる画像・動画の撮影は、子どもの心身の発達に悪影響を及ぼすだけでなく、インターネット等で流通した画像・動画は、子どもが成人した後においても削除することは容易でなく、生涯において精神的負担となる。

これらの問題に対応するため、都道府県では、子どもを性被害者にしないための条例制定を行う自治体が増加しているところであるが、社会の実情に鑑み、関連法の改正も国会において適時行っていく必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正も含め、18歳未満の子どもを性的対象とする行為を禁止するとともに、性被害から守るための対策を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月23日

大 阪 府 茨 木 市 議 会